

新聞購読の契約は慎重に！

相談事例①

1年前に訪問販売で1年間の新聞購読契約をし、この8月から購読していたが、子どもの入院などがあり、1年前とは経済的な事情が変わって新聞購読代金の支払いが困難になった。解約できないか。

(50歳代)

注意するポイント

新聞購読契約の勧誘時に、無料購読や景品付で、数年先の購読契約や、長期間にわたる契約をしてトラブルになる相談が多く寄せられています。

期間を定めて契約した場合、クーリング・オフの期間(訪問販売の場合は契約日を含み8日以内)を過ぎると、一方的に解約することはできず、販売店と話し合い、お互いに合意する必要があります。

相談事例②

4年前に新聞購読契約の訪問販売を受け、「別の新聞をとっている」と断ったところ、「今の契約が終わってからでいいから契約してほしい。景品も付けるから。」と1つこく勧誘され断りきれずに、3年後(去年)からの3年間の契約をしていた。

(70歳代)

「他の新聞の契約期間と重なっていないか」などをよく確かめ、契約書面の控えはきちんと保管するようにしましょう。

なお、期間を定めない契約にしておけばいつでも解約することができます。



問い合わせ

佐賀市消費生活センター
(アイ・スクエアビル4階
駅前中央1-8-32)

☎40-7087

(平日9時～16時)

FAX 40-2050

※面談相談は、事前に予約ください。

あなたの人権わたしの人権

「私の夢は

大人になるまで生きたい」

先日、沖縄在住のビデオカメラマン、池間哲郎さんの話のあったCDを聴く機会がありました。

池間さんがフィリピンのマニラ市にあるスモークマウンテンで働いている6歳の女の子に、あなたの夢は何ですかと聞くと、笑顔で「私の夢は大人まで生きることです」と話したそうです。

スモークマウンテンとは、ゴミ捨て場を中心に広がる世界有数のスラム地域で、そこには3万人が暮らしています。生活のために裸足でゴミの中からビンや空き缶を拾い、お金にかえています。3歳の子どもも働いています。貧しいので食事は1日に1回で、生き延びるのが非常に難しい状況です。15歳まで生き延びる子どもは3人に1人ともいわれています。

さんは一生懸命に生きています。子どもたちが自分の人生の師に思えたそうです。

私はこの話を聴いて、子どもたちは苦しみや痛みを家族と共有しているから、お金や物がなくても家族とのつながりを強く持つて暮らしているのだらうと思いました。また、大人になるまで生きられない子どもがいるという現実の中で、社会同和教育指導員として命や人権の大切さを伝えることの重みを改めて認識させられました。

(社会同和教育指導員・西村正元)
※市のホームページにも掲載しています。

問い合わせ

人権・同和政策課
人権啓発係
(ほほえみ館内)

☎40-7367

FAX 34-4549

労働Q&A

18歳未満の労働者に残業を命じてはいけないのか

Q 私は、ある機械部品の製造工場に勤めている16歳です。採用される際には、「残業はない」といわれていたのですが、最近になって仕事が忙しくなり、残業を命じられるようになってきました。友だちに聞くと、18歳未満の労働者に残業をさせることはできないという規定があるとのことですが、本当でしょうか。

A 満18歳未満の人に時間外労働を命じることは、原則として認められていません。

【最低年齢】 使用者は、満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの児童を使用してはなりません。(例外あり)(労基法第56条)

【労働時間・休日】 満18歳未満の人については、時間外および休日の労働は、原則として認められていません。(労基法第60条)。

【深夜労働】 交替制によって使用する満16歳以上の男性を除き、満18歳未満の人を22時から5時までの深夜に使用してはなりません。(労基法第61条)

こんな対応を！

いわゆる三六協定が締結されている場合でも、満18歳未満の労働者に1日8時間・週40時間を超えて労働をさせることは許されません。会社側に、今後は時間外労働を命じないように申し入れましょう。

◆毎月第2・第4水曜日に夜間無料労働相談を行います。

電話での相談も受け付けますので、ぜひご利用ください。

相談電話番号

☎40-7079

※窓口開設時間内(18時～21時)のみ対応可。

問い合わせ

本庁 商業振興課 金融・労政係

☎40-7102 FAX 26-6244



佐賀市魅力発信番組

「ゆっつら〜と、佐賀市」毎週水曜日放送中

◆放送予定 / 11月16日(水) 佐賀の甘味(羊羹など)
11月23日(水・祝) やまがール
11月30日(水) みかん

*都合により放送内容や日時を変更する場合があります。

STS 22時54分~
TNC 11時25分~



佐賀の良かよか豆知識「佐賀の甘味(羊羹など)」

砂糖は8世紀の半ばに唐の鑑真和上が薬として日本に伝えて以来、一部の特権階級が食するもので、庶民の口に入ることはまずありませんでした。16世紀、ポルトガル人が長崎で砂糖の取引を始めてからは、市中に少しずつ出回るようになりました。江戸時代になると南蛮・中国貿易で出島に運び込まれた砂糖が、佐賀を含む肥前の諸港にもたらされ、街道を通じて伝えられた製菓技術と結びつき、沿道各地に名物菓子が生まれました。これが長崎と北九州の小倉を結ぶ長崎街道が別名「シュガーロード(砂糖街道)」と呼ばれるゆえんです。

街道沿いにある佐賀もまたその恩恵を受けました。当時、佐賀鍋島藩が長崎の警固役を務めていたこともあり、特に佐賀では菓子作りに欠かせない貴重な砂糖がぜいたくに手に入りました。

このように「地の利」「豊かな農作物」「豊富な砂糖」という特徴に、伝統をかたくなに守り抜く「佐賀人の職人気質」が加わって、全国でも珍しい菓子王国・佐賀が生まれました。

今回は、昔ながらの羊羹をはじめとした甘味を紹介します。

問い合わせ

本庁 観光振興課

☎40-7110 FAX 26-6244